

第12回役員会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成17年10月4日（火）13時30分～	学長室		矢野監事 島田監事

（はじめに）
新体制発足後、最初の役員会を開催するにあたって、学長から挨拶及び所信の表明があった。

1. 議 題

香川大学経営協議会規則の一部改正について

学長から、新体制発足に伴い、香川大学経営協議会規則第2条第1項第2号に掲げる委員の数を現行の「7人以上」から「6人以上」に、また、同項第3号に掲げる委員の数を「8人以上」から「7人以上」とする同規則の一部改正を行いたい旨、発言があった。

次いで、総務グループリーダーから、議題資料に基づき、同規則の一部改正案について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、同規則改正にあたっては、経営協議会の審議を経る必要があるため、10月5日開催の経営協議会において審議のうえ、10月14日開催の役員会において再度審議することとした。

2. 報告事項

(1) 役員等役職者について

学長から、報告資料1に基づき、新体制の発足に伴い、役員、部局長、経営協議会委員、教育研究評議会評議員並びに全学委員会の委員等の役職者について、それぞれ任命又は指名した旨、報告があった。

(2) 学長職務を代理する理事について

学長から、国立大学法人法及び本学役員会規則等に規定する学長に事故等がある場合の学長の職務を代理する理事について、加野理事、前田理事、角田理事の順位で指名した旨、報告があった。

(3) 平成17年10月以降の新体制（役員）等について

学長から、報告資料2に基づき、新体制における役員の職務区分、所掌する組織及び所掌委員会について報告があった。

(4) 役職者担当業務及び平成17年度取組み課題について

学長から、新体制における各役員の担当業務について説明の後、各役員において検討した取組み課題について報告いただき、役員間相互における認識の統一を図ってほしい旨、発言があった。

次いで、各役員から、報告資料3に基づき、各々の平成17年度の取組み課題について説明があり、活発な議論がなされた。

主な意見として、以下の事項が出された。

国立大学法人評価委員会の「平成16年度に係る業務の実績評価」において指摘された事項について、速やかに実施すること。

出口を重視した大学作りの観点からも、各学部同窓会の連携及び活性化を推進すること。

施設の有効活用について、役員会が主導でスペースマネジメントの推進を積極的に行っていくこと。

役員会が主導し、外部資金獲得のためのシステム作りを早急に行うこと。

情報公開等の推進について、役員会、教育研究評議会及び経営協議会の議事要旨を学外へも公開するよう、検討を行うこと。

上記については、今後、教育研究評議会及び経営協議会において意見を聴いたうえで、再度、役員会において検討を進めることとした。

なお、学長から、同取組み課題は、随時、検討を行っていきたい旨、発言があった。

3. その他

学長から、役員会の運営に関しては、教育・研究・診療の現場に立った大学運営を念頭におき、事務職員にも意見をいただき、活発な議論をお願いしたい旨、発言があった。

閉会 15時45分